

公衆衛生学会出張選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 公衆衛生に関する知見を広め、もって本市公衆衛生行政の発展に寄与することを目的として、公衆衛生学会出張選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は公衆衛生従事者（公衆衛生に関係する業務に従事する本市職員をいう。以下同じ。）の日本公衆衛生学会総会及び近畿公衆衛生学会への出張（ただし、医師の日本公衆衛生学会総会への出張（共同演者又は一般参加者としての出張に限る。）は除く。以下「学会への出張」という。）にかかる選考及び関連事項について協議する。

(構成)

第3条 委員会は、健康局首席医務監、保健所長、健康局保健指導担当部長、健康推進部健康施策課長、健康推進部保健主幹（栄養士）、生活衛生部生活衛生課長、保健所管理課長、保健所医療安全担当医務主幹で組織し、委員長は健康局首席医務監を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、必要に応じ委員会を召集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席を要する。審議は出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。
- 6 第3項の規定に関わらず、委員長は、やむを得ない理由により委員会を開催する余裕がないと認めるときその他正当な理由があると認めるときには、書面による審議を行うことができ、事案の概要を記した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い合わせ、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。

(選考基準)

第4条 委員会は、学会への出張を希望する公衆衛生従事者の所属から事前に提出のあった推薦書（別紙1）及び学会発表要旨（別紙2）をもとに、学会参加の必要性、本市施策との関連及び予算等を総合的に勘案した上で出張者を選考し、別紙3により承認する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康局健康推進部健康施策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、委員会において協議する。

附 則

この要綱は、平成24年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

学会出張推薦書（令和 年度）

公衆衛生学会出張選考委員会委員長 様

所属:

補職・氏名:

学会名	
参加期間	令和 年 月 日()～令和 年 月 日() ()日間
開催場所	
参加者	氏名 (職種:)
参加種別	演者 ・ 共同演者 ・ 一般参加
発表内容	別紙2のとおり ※演者のみ
推薦理由	

学会発表要旨

演題名	
共同研究者 (所属)	
研究目的	
研究方法	
研究結果	
考察	
今後の課題	

年 月 日

(所属名)

(出張者名)

様

公衆衛生学会出張選考委員会委員長

学会出張承認書

先に申し出のあった、学会への出張にかかる申請について、次のとおり参加することを承認します。

記

学会名 第〇〇回〇〇〇〇学会

出張期間 年 月 日 ~ 年 月 日

出張場所